剪定枝は町内の集積所へ

3月から4月にかけて、剪定枝をクリーンセンターへ持ち込む人が増え、受け付けや荷下ろし場所が混み合います。できる限り、町内のごみ集積所を利用してください。

●クリーンセンターへ持ち込む場合

・積荷を固定し、荷台にシートを掛けるなど、道路上への枝木の落下、飛散防止を確実に行ってください。
・大きさ制限＝長さ3メートル以下、直径20センチメートル以下。

●集積所に出す場合

・長さ50センチメートル以下、直径30センチメートル以下にして、ひもで束ねるか、透明または半透明の袋に入れて出してください。
・剪定枝は、指定ごみ袋の使用や指定シールの貼付は不要ですが、冬囲いなどで使用した木や竹を出す場合には必要です。

問 生活環境課（☎025・526・5111、内線412、422、423）

詳しくは

パスポートが変わります

安全性、利便性の向上のため、3月24日㊊申請分から、パスポートが変わります。

●新しいパスポート

偽造・変造対策の強化のため、顔写真ページがプラスチック基材になります。また、パスポートの作成場所も県から国立印刷局に変わります。これに伴い、申請から受け取りまでの期間が約10日から約2週間に延びますので、早めの申請をお願いします。

●電子申請の拡大

新しいパスポートへの切り替え申請に加え、新規申請もマイナンバーカードを用いた電子申請の対象となり、戸籍謄本の提出が不要となります。また、電子申請は受け取り時の1回のみの来庁で済むので、大変便利です。

●手数料の変更

窓口での申請と電子申請でパスポートの手数料が区分されます。

問 市民課（☎025・520・5687）

詳しくは

令和7年度軽自動車税（種別割）減免申請

対 次のいずれかに該当する軽自動車
①身体障害者手帳・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人が所有する軽自動車　※障害の程度により制限あり。また、障害のある人が18歳未満の場合、生計を同一にする人が所有する軽自動車も対象
②障害のある人の利用のために、特別な装置（車いす昇降装置など）を装着する構造変更車※8ナンバーで、車検証に車いす移動車などの記載がある車両が対象
③社会福祉法人などが、専ら障害のある人の通院・通所に使用している軽自動車

申 問 3月26日㊌～5月26日㊊の間に税務課（☎025・520・5649）または各総合事務所、南・北出張所

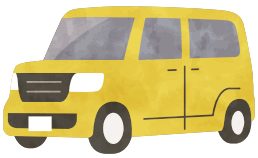

軽自動車（小型二輪車）継続検査の申請手続きにおいて、納税証明書の提示を省略できます

小型二輪車の軽自動車税種別割（以下、軽自動車税）の納付状況が、電子システム上で確認できるようになることから、継続検査の申請手続きの際に必要な納税証明書の提示が、4月から原則不要になります。

これにより、従来口座振替で軽自動車税を納付した人に送付していた納税証明書は、令和7年度分から送付しませんので、注意してください。

なお、小型二輪車以外の軽自動車については、令和5年1月から電子システム上で納付状況が確認できるようになったことから、令和5年度分の納税証明書から送付を取り止め、継続検査の申請手続きの際の提示を原則不要としています。

他 納付から継続検査まで期間が短いなど電子的に確認出来ない場合は、従来どおり納税証明書の提示が必要になりますので注意してください（交付を希望する場合は税務課窓口、各総合事務所、南・北出張所にて交付します）　問 収納課（☎025・520・5654）、税務課（☎025・520・5649）

詳しくは

不動産公売を行います

物件所在地の情報など詳しくは市ホームページをご覧ください。

●公売物件

○所在地＝大貫三丁目224番3　○地目＝畑　○面積350・00平方メートル

時 入札日時＝4月10日㊍午後1時30分～2時（受け付け＝午後1時～）　所 入札会場＝市役所木田第一庁舎3階301会議室　他 公売保証金＝10万円、最低入札価格＝95万円、買受代金納付期限＝5月1日㊍午後2時　問 収納課（☎025・520・5656）

詳しくは